

ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用等に係る制度改正案(概要)

～アマチュア無線の体験機会等の拡大及び免許手続の迅速化・制度の簡素合理化等～

「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線アドバイザーボード」（座長：藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）での御提言※等を踏まえ、ワイヤレス人材育成の裾野を広げるための、アマチュア無線の体験機会や活用機会の拡大、デジタル化の推進、免許手続の迅速化や制度の簡素合理化による申請者の負担軽減や申請処理期間の短縮、行政の効率化等を行うための、制度の明確化、整理や簡素合理化、その他の所要の規定の整理等の制度改正を行います。

※「ワイヤレス人材育成のためのアマチュア無線の活用に関する提言」（令和 4 年 8 月）

1. アマチュア無線や電波の楽しさ等を知る・学ぶ体験機会や活用機会の拡大

アマチュア無線や電波に興味・関心を持つ「きっかけ」をつくることは、科学技術やワイヤレス技術に対する理解と関心を深め、ワイヤレス人材育成の裾野を広げることにつながるため、アマチュア無線や電波の楽しさ・大切さ・使う責任を知る・学ぶ体験機会や活用機会を拡大します。

(1) アマチュア無線の体験機会の拡大

アマチュア局免許人の責任をより明確化した上で、アマチュア無線有資格者の監督（指揮・立会い）の下で無資格者がアマチュア無線を体験できる機会を拡大します。また、アマチュア無線有資格者（監督者）は、アマチュア無線を体験する無資格者が、無線技術に理解と関心を深めるとともに、無線設備の操作に関する知識や技能を習得できるよう、適切な働きかけに努めるものとします。

これにより、イベント、学校や家庭などの様々な場で、アマチュア無線を「体験」することができる機会がさらに拡大され、アマチュア無線や電波を知らない青少年などにアマチュア無線や電波に興味・関心をもってもらうことにつながります。

なお、現行の告示（令和 3 年総務省告示第 92 号）のアマチュア無線体験制度は、すべて新制度に統合されるため、当該告示は廃止します。

【主な関係法令等】

- ・ 施行規則第 34 条の 10 **改正**
- ・ 免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件（令和 4 年総務省告示第 331 号） **改正**
- ・ 電波法施行規則第 34 条の 10 の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件（令和 3 年総務省告示第 92 号）
廃止
- ・ 審査基準（別紙 1 無線局の局種別審査基準・第 15） **改正**
- ・ 【参考】審査基準（別表 3 識別信号指定基準表 1・第 19） **改正** ※意見公募の対象外です。

(2) アマチュア無線が教育・研究活動で活用できることの明確化

教育や研究の場でアマチュア無線の活用が進むよう、アマチュア無線を教育・研究活動で活用できること

を明確化します。

教育や研究の場でIoTや無線技術を学ぶツールの一つとしてアマチュア無線を活用することができることを明確化することは、教育や研究の場でアマチュア無線の活用が進むとともに、アマチュア無線や電波を知る・学ぶ・始める機会を拡大することにつながります。

【主な関係法令等】

- ・ 電波法施行規則第3条第1項第15号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件（令和3年総務省告示第91号） **改正**

2. アマチュア局の開設・運用までの迅速化及び免許制度の簡素合理化

アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者が、アマチュア無線や電波に対する興味・関心や意欲が高いうちにアマチュア無線を始められようにすること、また、初心者やライトユーザーにとっても分かりやすい手続・制度とすることは、アマチュア無線や電波の世界に入りやすく・続けやすくなることにつながります。このため、初心者やライトユーザーにとって分かりやすい申請書等を定めるとともに、デジタル化の推進、免許手続の迅速化や制度の簡素合理化により、迅速にアマチュア局を開設・運用できるようにするとともに、申請者等の負担軽減や申請処理期間の短縮などを行います。

(1) アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許の同時申請手続の導入

アマチュア局の開設・運用までの期間の大幅な短縮を図るため、アマチュア無線従事者免許とアマチュア局免許を同時に申請できるようにします。なお、同時申請を行う場合は、無線局免許（常置場所又は設置場所）の所轄総合通信局長に申請するものとします。

これにより、アマチュア局の開設・運用までの大幅な期間短縮が見込まれ、アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者が、アマチュア無線や電波に対する興味・関心や意欲が高いうちにアマチュア無線を始めることにつながります。

【主な関係法令等】

- ・ 施行規則第51条の15 **改正**
- ・ 免許規則別表第2号の3第3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） **改正**
- ・ 免許規則別表第13号第1、第13号第2（アマチュア局の特例様式） **新設**
- ・ 従事者規則別表第11号様式（無線従事者免許申請書） **改正**
- ・ 審査基準（別表1無線局の局種別審査基準・第15） **改正**

(2) アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入

申請書記載や免許状表記の簡素合理化を図るため、電波の型式、周波数及び空中線電力（以下「周波数等」という。）の指定について、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用してお互いに譲り合いながら電波を使用しており、かつ、一の規格であること等から、その態様等に鑑み、アマチュア局に指定することが可能な周波数等を一括表示記号により表示することとします。結果として、無線従事者資格等の区分に応じた周波数等の制限があるため、これらの区分に応じた一括表示記号を定めるものとします。これにより、電子申請に、より適した申請書等となります。

なお、あくまでも免許状等の記載上の簡素化等を行うためのものですので、実際には、工事設計書に記

載した無線設備が発射可能な周波数等しか用いることはできません。また、工事設計書の記載などはこれまでどおり必要であり、無線設備を取替、増設、撤去、変更等する場合は、申請又は届出が必要で（一括表示記号は、工事設計書の記載では使用できません。）。

また、これに併せて、占有周波数帯幅の許容値の簡素合理化や個々の送信機等ごとに適切な監視、把握を行う等のため、関係規定の整理を行います。

これにより、アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

〔主な関係法令等〕

- ・ 免許規則第 10 条の 2 第 4 項、第 21 条第 5 項 **改正**
- ・ 免許規則別表第 2 号の 3 第 3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） **改正**
- ・ 免許規則別表第 13 号第 1、第 13 号第 2（アマチュア局の特例様式） **新設**
- ・ 免許規則別表第 6 号の 3（アマチュア局の免許状） **改正**
- ・ アマチュア局に指定が可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件 **新設**
- ・ アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件（平成 21 年総務省告示第 127 号） **廃止**
- ・ 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和 51 年郵政省告示第 87 号） **改正**
- ・ 電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件 **新設**
- ・ アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件 **新設**
- ・ アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成 21 年総務省告示第 125 号） **廃止**
- ・ 審査基準（別表 1 無線局の局種別審査基準・第 15） **改正**

(3) アマチュア局に係る技術基準適合証明等を受けた無線設備[※]の取替・増設・撤去に係る簡素合理化

※適合表示無線設備

上記、「2(2)アマチュア局に係る電波の型式、周波数及び空中線電力の一括表示記号の導入」を踏まえて、技術基準適合証明等を受けた無線設備（適合表示無線設備）の取替、増設、撤去については、届出とします。適合表示無線設備を改造する、附属装置を接続[※]する等の「変更」を行った場合は、届出にはなりません（変更申請が必要であり、また、国等による検査又は保証業者による保証等が必要となります。）。

これにより、技術基準適合証明等を受けた無線設備（適合表示無線設備）のみを使用する、アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

※「2(4)送信機の外部入力端子に接続する「アマチュア局特定附属装置」に係る簡素合理化」に該

当する場合は、変更には当たらず、届出も必要ありません。

〔主な関係法令等〕

- ・ 2(2)及び2(4)の〔主な関係法令等〕のとおり。

(4) 送信機の外部入力端子に接続する「アマチュア局特定附属装置」^{*}に係る簡素合理化

※無線設備の送信機の外部入力端子に接続する附属装置であって、当該接続により当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除く。）に変更を来さないものをいいます。

送信機にパソコンを接続して行うデジタル・データ通信が広がっており、送信機の外部入力端子にパソコンを接続して運用することが一般的なものとなっていること等を踏まえ、また、これまでの運用等から電波監理上の影響が特段生じていないことから、「アマチュア局特定附属装置」の免許手続を簡素合理化します。「アマチュア局特定附属装置」については、すべてのアマチュア局の送信機の外部入力端子に「アマチュア局特定附属装置」が接続されることを前提として捉えることとし、無線局事項書及び工事設計書への記載を不要（無線局事項書の備考欄への「デジタルモードのため附属装置（PC）を接続」等の記載、送信機系統図（附属装置の諸元を含む）の添付も、不要となります。）とするとともに、開局時、無線設備変更時を問わず、アマチュア局特定附属装置を含めた手続、検査等も不要となります。なお、人工衛星等のアマチュア局については、アマチュア局特定附属装置の制度から除かれます。

「アマチュア局特定附属装置」は、パソコン、マイク、ファックス、ビデオカメラ、電鍵等が一般に該当するものと考えられますが、当該送信機に係る無線設備の電気的特性（電波の型式に係るものを除きます。）に変更を来すものは除かれます。リアンプ、周波数変換装置などは対象外であり、無線局事項書及び工事設計書への記載や変更申請等が必要となります。

これにより、無線技術のソフトウェアの設計などの実験や技術の探求にチャレンジしやすくなり、より自由で試行錯誤がしやすい環境が実現されることで、電波やアマチュア無線に興味を持って実験や技術の探求を続けることにつながり、ワイヤレス人材育成の裾野拡大につながります。

〔主な関係法令等〕

- ・ 施行規則第 10 条の 2 **新設**
- ・ 免許規則第 15 条の 5 第 2 項 **新設**
- ・ 免許規則別表第 2 号の 3 第 3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） **改正**
- ・ 免許規則別表第 13 号第 1、第 13 号第 2、第 14 号第 2（アマチュア局の特例様式） **新設**
- ・ 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件（昭和 51 年郵政省告示第 87 号） **改正**
- ・ 電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件 **新設**
- ・ 無線局免許手続規則の規定により総務大臣が別に告示する無線設備を定める件 **新設**
- ・ 登録検査等事業者等規則第 20 条及び別表第 7 号第 3 の 3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成 23 年総務省告示第 279 号）の一部を改正する告示 **改正**

(5) アマチュア無線の初心者やライトユーザーにとって見やすく・分かりやすい免許申請書等の特例様式の導入

アマチュア無線の初心者やライトユーザー^{※1}にとって見やすく・分かりやすい無線局免許申請書等の特例様式を導入します。具体的には、①初心者やライトユーザー用の無線局免許申請書等^{※2}（特例様式）、②初心者やライトユーザー用の無線局変更等申請書及び変更届出書等^{※3}（特例様式）、③アマチュア局再免許申請書（特例様式）、④アマチュア局変更等申請書及び届出書（特例様式）を新たに定めるとともに、⑤アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書を改正して、申請者の負担軽減や申請事務処理の迅速化を行います（①及び②については、無線局事項書及び工事設計書との一体型です。）。

これにより、アマチュア無線に興味・関心を持った青少年などの初心者やライトユーザーにとって分かりやすい手続や申請書等のアマチュア局の免許制度により、申請者の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつながります。

※1 空中線電力 50W 以下の適合表示無線設備のみを使用するアマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）で移動するものの開設・運用を行う個人

※2 アマチュア局特例免許申請書 並びに 無線局事項書及び工事設計書

※3 アマチュア局特例変更等申請書及び届出書 並びに 無線局事項書及び工事設計書

〔主な関係法令等〕

- ・ 免許規則第 20 条の 13 **新設**
- ・ 免許規則別表第 13 号第 1、第 13 号第 2、第 14 号第 1 ※、第 14 号第 2（アマチュア局の特例様式） **新設**
- ・ 免許規則別表第 2 号の 3 第 3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） **改正**

(6) 養成課程における e-ラーニングの積極的活用

養成課程の授業について、対面式授業をはじめとする同時受講型授業と、e-ラーニングをはじめとする随時受講型授業を組み合わせることができるようにし、対面での受講日数の短縮を可能とするなど、受講者の利便性向上を図ることができるようにします。

養成課程受講者には、地方在住者や青少年など様々な者がおり、アマチュア無線の養成課程実施団体が e-ラーニングをより積極的に活用しやすくすることで、対面での受講日数が短縮され、特に地方在住の若年層が引率の保護者とともに宿泊する必要がなくなり、また受講者の選択の幅を広げられることにも資することから、受講者の利便性向上につながります。

〔主な関係法令等〕

- ・ 従事者規則第 21 条、22 条、25 条、26 条、別表第 6 号 **改正**
- ・ 無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成 5 年郵政省告示第 553 号） **改正**
- ・ 審査基準（別紙 3 無線従事者関係審査基準・2） **改正**

3. その他アマチュア無線に係る制度の明確化、整備及び簡素合理化等

その他、制度の明確化、整備及び簡素合理化等の制度改正を行います。これにより、アマチュア無線の利用の拡大、申請者や免許人の利便性向上や手続の迅速化とともに行政コストの削減にもつな

がります。

(1) アマチュア局の再免許の申請期間の見直し

再免許申請したことの失念や再免許申請後の変更申請などにより、結果として免許人及び総務省の双方において事務が煩雑化していることから、現在「1か月前から1年前」となっている申請期間の始期を、他の無線局と同様に「1か月前から6か月前」とします。

〔主な関係法令等〕

- ・ 免許規則第18条第1項 **改正**

(2) 人工衛星等のアマチュア局[※]に関する制度の明確化及び整備

※人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局
近年、大学、高専等の関係者による社団局を中心に人工衛星等のアマチュア局の申請が増加しているところ、人工衛星等のアマチュア局は、国際調整等による個別の周波数等の指定や総合試験などの検査等の実施等、地球局及び人工衛星局等と同様の監理が必要であり、通常のアマチュア局とは態様が大きく異なることから、関係規定の明確化や整備を行うとともに、審査基準を新たに制定します。

〔主な関係法令等〕

- ・ 施行規則別表第二号 **改正**
- ・ 運用規則第259条、第261条 **改正**
- ・ 証明規則第2条第1項第12号 **改正**
- ・ 設備規則別表第2号第54 **改正**
- ・ 無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和36年郵政省告示第199号 **改正**）
- ・ 審査基準（別表1無線局の局種別審査基準・第15の2） **新設**

(3) アマチュア局の非常時や緊急時の通報に係る制度の明確化

アマチュア局は国際通信が行われるという観点から、非常災害時や緊急時に他人の依頼による通報を行うことができることを明確化します。

〔主な関係法令等〕

- ・ 運用規則第259条 **改正**

(4) アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別の簡素合理化

初心者やライトユーザーにとって分かりやすいものとするため、いわゆるバンドプランの簡素合理化を行います。

※アマチュア無線は歴史が古く、これまでに引き継がれてきたマナーや慣習も存在します。いわゆるバンドプランについては、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）の「JARL アマチュアバンドプラン」についてもご確認ください。法令を守ることは当然ですが、アマチュア局は多数の免許人で周波数を共用して電波を使用しており、マナーや慣習（JARLアマチュアバンドプラン）も守ってアマチュア局同士が譲り合って電波を使用することが大切です。

〔主な関係法令等〕

- ・ アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件 **新設**
- ・ アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第

(5) 行事等の開催に伴い臨時かつ一時の目的のために運用するアマチュア局の明確化

いわゆる記念局（記念コールサイン）は、その運用により、相当の公共性を有する行事等を、記念すること及びその意義を広めることができるものであって、かつ、アマチュア無線に対する理解の増進、アマチュア無線の健全な普及、発展等に寄与するためのものであり、また、臨時かつ一時の目的のために運用するものであることから、その趣旨に沿って規定を明確化します。

〔主な関係法令等〕

- ・ 審査基準（別表1無線局の局種別審査基準・第15） 改正

(6) アマチュア局に係る一の構内で行われる遠隔操作についての簡素合理化

アマチュア局の遠隔操作のうち、電波の送信の地点（設置場所又は常置場所に限る。）と無線設備の操作を行う地点のいずれもが、免許人が所有又は管理する一の構内（自宅地内やマンション等の自室内など）であるものは、無線局の適正な運用の確保について免許人により適切な監督が行われているものに限り、遠隔操作に含まないこととします。

〔主な関係法令等〕

- ・ 免許規則別表第2号の3第3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） 改正
- ・ 審査基準（別表1無線局の局種別審査基準・第15） 改正

(7) アマチュア局の旧コールサイン申請時の確認書類の簡素合理化

申請者の利便性向上のため、申請者が過去に使用していたアマチュア局のコールサイン（呼出符号）の指定を希望して免許申請等を行う場合において、過去に開設したアマチュア局の廃止の日又は免許の有効期間満了の日から5年を経過していないときは、原則として証明書類の提出は不要とします（総務省で確認ができない場合は、これまでどおり証明書類の提出が必要です。）。

〔主な関係法令等〕

- ・ 免許規則別表第2号の3第3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） 改正
- ・ 【参考】審査基準（別表3識別信号の指定基準表1・第19） 改正 ※意見公募の対象外です。

(8) アマチュア無線社団局のいわゆるゲストオペレーター制度の規定の明確化

日本でアマチュア局を開設していない外国の資格者[※]が、社団局をゲストオペレーター運用する場合について、規定を明確化します。

※外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格を有する者

〔主な関係法令等〕

- ・ 外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件（平成5年総務省告示第326号） 改正

(9) アマチュア局の周波数測定装置に係る規定の整理

アマチュア局の周波数測定装置に係る無線局事項書及び工事設計書の記載について規定を整理します。また、規定の分かりやすさの観点で、現在告示で定めている事項を省令（施行規則）にまとめます。

〔主な関係法令等〕

- ・ 施行規則第 11 条の 3 第 7 号 **改正**
- ・ 免許規則別表第 2 号の 3 第 3（アマチュア局の無線局事項書及び工事設計書の様式） **改正**
- ・ 免許規則別表第 13 号第 1、第 13 号第 2（アマチュア局の特例様式） **新設**
- ・ 電波法施行規則第 11 条の 3 第 7 号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件（平成 21 年総務省告示第 262 号） **廃止**

(10) その他

社団局の名称及び資料、設置場所等、二次業務の周波数の使用、電波の強度に対する安全施設、レピーター局・アシスト局、公衆網の接続について 等について、規定の明確化、整理や簡素合理化等を行います。

〔主な関係法令等〕

- ・ 施行規則第 43 条第 4 項 **改正**
- ・ 免許規則第 5 条第 2 項 **改正**
- ・ 審査基準（別表 1 無線局の局種別審査基準・第 15） **改正**

4. その他

- ・ そのほか、規定の明確化、整理や簡素合理化その他の所要の規定の整理を行います。
- ・ 当該省令案等について寄せられた意見及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会の答申を踏まえ、関係省令等の改正を速やかに行う予定です（令和 5 年 3 月を予定。）。ただし、一部の事項については、免許事務処理のシステム改修や制度周知等が必要なため、令和 5 年 9 月に施行予定です。

〔上記 1～3の〔主な関係法令等〕に掲げたもの以外の関係法令等〕

- ・ 特性試験の試験方法を定める件（平成 16 年総務省告示第 88 号） **改正**

【注記】

※関係法令等は、それぞれ主要なものを記載しております。

※以下の法令名は略称で記載しており、正式名称は、それぞれ以下のとおりです。

- ・ 施行規則・・・電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）
- ・ 免許規則・・・無線局免許手続規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号）
- ・ 運用規則・・・無線局運用規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 17 号）
- ・ 設備規則・・・無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）
- ・ 従事者規則・・・無線従事者規則（平成 2 年郵政省令第 18 号）
- ・ 証明規則・・・特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和 56 年郵政省令第 37 号）
- ・ 登録検査等規則・・・登録検査等事業者等規則（平成 9 年郵政省令第 76 号）
- ・ 審査基準・・・電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）